

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年年度の初日から平成二十七年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年年度の初日から平成二十七年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン

一六	五五〇トン
一五	一八三トン
一四の二	八五、一四五トン
一四	二四〇、四七〇トン
一三	九一三、九三〇トン
一二	一二、六九四トン
一一	一、〇七一トン
一〇	七七四トン
九	四、〇九七トン
八	〇トン
七	二トン
六	一トン
五	一九三トン
四	四、八一三トン
三	一二トン
二	〇トン

二九	四九トン
二八	〇トン
二七	一、一二六トン
二六	四四一トン
二五	〇トン
二四	一二トン
二三	四九八トン
二二	一四二トン
二一	六、四〇三トン
二〇	七トン
一九	二二三トン
一八	一、七三七トン
一七	一八、三一五トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年五月三十一日までの飼料用表を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用表の輸入数量を

当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	九一三、九三〇トン
一四	二二五、一六八トン